

別紙様式

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対する説明

R7 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	R7 説明
<p>I 人身にかかる交通事故が発生した場合の救命救急体制を万全にすること</p> <p>1 医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用機（ドクターへリ・ドクタージェット）を整備・配備して、人身にかかる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施されるよう、一層の充実をはかること。</p>	<p>(危機対策課) 高規格救急自動車の整備（更新を含む。）については、各市町村及び一部事務組合において、年々進められており、令和6年4月1日現在、全道で422台が配備されています。 (地域医療課) 4機のドクターへリが、安全かつ安定的に運航できるよう、引き続き基地病院に対して運営費を補助するほか、技術的な助言や必要な調整等を行ってまいります。</p>

別紙様式

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対する説明

R7 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	R7 説明
2 そのためにも、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステム、さらに遠隔地医療等の充実をはかること。	(地域医療課) 比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から重症患者に対する二次救急医療、重篤な救急患者の救命医療を担う三次救急医療までの体系的な医療体制や搬送体制について、引き続き、必要な支援を行うなどして、整備を進めてまいります。

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対する説明

R7 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	R7 説明
<p>II 被害者や遺族に対しては、①尊厳が護られる権利②知る権利③司法手続きに参加する権利④被害から回復する権利の4つの権利が厳格に擁護されるよう、必要な制度や行政上の措置を行うこと。</p> <p>3 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から生活支援や精神的ケアなど必要な支援が途切れなく受けられるよう、2018年に施行された「北海道犯罪被害者支援条例」に基づき、自治体が行う支援制度の整備と機能充実を進めること。関係機関との連携協力を進め、道内全ての市町村で経済的支援を含めた必要な支援が受けられる体制をつくること。</p>	<p>(道民生活課)</p> <p>交通事故被害者への救済措置の充実のため、交通事故相談所にて被害者等からの相談に対応しています。</p> <p>また、犯罪被害に遭われた方などをサポートするため、「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」において、被害者等からの相談に対応するとともに、HPで北海道犯罪被害者等支援条例の基本理念等を掲載したパンフレットや「犯罪被害者支援ハンドブック」の周知を行っているほか、犯罪被害者等施策推進懇談会において、関係機関・団体等と情報の共有を図ります。</p> <p>このほか、庁内職員とともに市町村職員等を対象とした研修会の実施や広く道民も対象にフォーラムを開催するほか、今年度からは、道警など関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等への途切れない支援として、多機関ワンストップサービスの実施に取り組みます。</p> <p>こうした取組を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について、市町村はもとより、道民や事業者などの理解が深まるよう努めてまいります。</p>

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対する説明

R7 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	R7 説明
<p>4 被害者保護の観点からも、交通事故による高次脳機能障害や脳脊髄液減少症などを重大な後遺症として積極的に認定する制度改善を進めること。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。高次脳機能障害及び重度脊髄損傷の介護料支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害者を介護する療護センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実、及び後遺障害者が受傷から社会復帰まで一つの施設で一貫した支援が受けられる体制を整備すること。</p>	<p>(障がい者保健福祉課) 高次脳機能障がいは、障がい特性を踏まえた適切な医学的リハビリテーションや生活訓練、就労・就学支援などが必要です。 道では、平成13年度から平成17年度まで国のモデル事業として、平成18年度からは、障害者自立支援法（平成25年4月～障害者 総合支援法）に基づく「地域生活支援事業」として、高次脳機能障がい者に関する国の診断基準、訓練・支援プログラム等の普及に努めるとともに、支援拠点機関を指定し、地域のリハビリ支援や社会復帰施設等でのリハビリ支援・地域生活支援を実施してきているところです。 平成26年度からは、高次脳機能障がいに係る診断やリハビリテーション等の最新の知見についての普及啓発を目的として、地域医療を担う医師やコメディカルを対象とした研修会を開催しており、令和元年度には、地域に出向き医療従事者を対象とした出張研修を実施しました。 令和5年度からはオンラインを主として医療従事者に向けた研修や、地域の医師からの相談対応を行っているところです。 また、令和7年度より、高次脳機能障害支援養成研修を開催し、高次脳機能障害の障がい特性に応じた支援を実施できる支援者の養成を実施しています。 道では、引き続き、道内各地域の医療機関や相談支援者、サービス事業者等における相談支援等の促進を図るため、診断基準やリハビリ・生活支援の技術の普及と充実を図るとともに、支援拠点機関とリハビリ施設や社会復帰施設、保健所職員を対象とした支援連絡会議を実施することで、地域における一貫性のある支援が実施できるよう、ネットワークづくりを進めてまいります。 (地域保健課) 道では国に対し、脳脊髄液減少症の診断基準や治療法の早期確立、診療に対する保険適用の拡大などについて要望してきたところです。 また、脳脊髄液減少症で悩んでいる方々が、適切に医療機関を選択できるよう、医療機関調査を実施し、道のホームページにおいて、相談や診療に対応している道内36の医療機関名を公表しております。 こうした中、平成28年4月からは、脳脊髄液漏出症と診断された患者の方々に対して実施される「硬膜外自家血注入療法（ブラッドバッヂ療法）」が保険適用となり、現在道内では12病院が、この届出を行っております。 今後とも、脳脊髄液減少症の非典型例及び診断が難しい子どもの脳脊髄液減少症の診断基準と治療法の早期確立、脳脊髄液減少症の診療に対する保険適用の拡大など、患者・家族の方々へのより一層の支援施策の推進について、引き続き国に要望してまいります。</p>

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対する説明

R7 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	R7 説明
<p>III 交通死傷被害ゼロをめざし、命と安全が最優先される社会を実現すること</p> <p>5 危険で悪質まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を根絶するために、事故の際の飲酒検査をより厳正に行い、血液検査も徹底すること。</p> <p>飲酒の違反者には、アルコール依存症検査を義務付けることや、「インターロック」(アルコールを検知すると発進できない装置)装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。</p> <p>飲酒運転をさせない、許さないという、道民一人ひとりと行政・関係機関が一体となって取り組むことのできる実効ある総合的施策を推進すること。</p> <p>そのために2015年に制定された北海道飲酒運転根絶条例についてはその推進とともに、飲酒運転摘発者に対する依存症検査や保健指導を徹底するために罰則を設けるなど必要な改正を行うこと。</p>	<p>(地域安全課)</p> <p>道警察では、飲酒運転等の嫌疑が認められる者に対しては、法律に基づき呼気検査や血液鑑定を実施していると伺っております。</p> <p>飲酒運転違反者に対し、公安委員会からの行政処分の通知に併せてアルコール健康障害に関する保健指導の勧奨文を送付しているほか、飲酒運転根絶の啓発活動を通じ、保健所でのアルコール健康障害の相談支援に関するリーフレットを配付するなど、広報活動を推進しております。</p> <p>また、インターロック装置を含む飲酒運転防止機器については、本年10月、製造事業者の協力のもと、大学生を対象に開催した飲酒運転根絶ワークショップにおいて機器の紹介を行っております。</p> <p>今後は機器の活用事例等について、関係機関・団体、事業者による協議会等で情報共有を図ってまいります。</p> <p>飲酒運転根絶の取組では、7月11日に「飲酒運転根絶の日決起大会」を開催し、飲酒運転防止上級インストラクターによる講演や劇団員による飲酒運転根絶ミュージカルを披露し、広く道民に飲酒運転根絶を呼び掛けましたほか、昨年に引き続き、著名人等のメッセージビデオを制作し、YouTubeやSNS等の広報媒体で配信し、飲酒運転根絶を呼びかけました。</p> <p>また、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という条例の趣旨に基づき、飲酒運転の疑いがあればすぐに110番通報してもらえるよう、道警察と制作したチラシを活用し、110番を促す広報活動を行っております。</p> <p>本年も地域連携型飲酒運転根絶事業としまして、道内の高校生から飲酒運転根絶のメッセージを募集し、そのメッセージを活用して飲酒運転を見逃さないという社会全体の意識を醸成する「飲酒運転根絶！高校生メッセージコンクール」を実施したほか、令和元年度創設した飲酒運転根絶宣言店等登録制度については、北海道内の飲食店等を対象として、取組を実施しています。</p> <p>飲酒運転摘発者への対応についてですが、北海道飲酒運転の根絶に関する条例では、法律と条令の役割分担の観点を踏まえ、罰則による飲酒運転の抑止を図るのではなく、飲酒運転の根絶に向けた理念を道民と共有することを目的としております。</p> <p>前記の通り、無意識的な行動変容を促す「ナッジ理論」を活用した保健指導の勧奨文を飲酒運転摘発者に送付しているほか、摘発された者以外にもアルコール健康障害の相談支援の受診を促すリーフレットを作成して広報しているところです。</p> <p>今後も条例の制定趣旨を実現するため、関係機関団体や事業者等と連携し、より一層道民への意識啓発に取り組んでまいります。</p>

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対する説明

R7 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	R7 説明
<p>6 交通死傷被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と、安全よりも高速走行を優先するスピード社会である。<u>2026年9月実施の政令「生活道路の30キロ規制」を機に、通学路をはじめ居住地全域での、歩行者・自転車の安全を守りきる道路環境など、抜本的な交通静穏化策を総合的に進める</u>こと。頻発する交差点での歩行者、自転車等の被害を防ぐために、2025年1月に23年ぶりに改訂された「歩車分離式信号に関する指針」を契機に、歩車分離式信号への切り替えを速やかに全面的に進めること。<u>幹線道路での歩車分離を進め、自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと。</u>ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために、高速道路における野生生物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。</p>	<p>(道路課) 令和6年の北海道における交通事故死者数のうち、人対車両、自転車対車両の事故が約4割あり、道としては、歩行者や自転車利用者の安全を確保することは、極めて重要な課題と認識しています。 道では、子どもや高齢者などすべての人々が安全かつ円滑に通行できる交通環境を確保するため、通学路を中心とした歩道の整備などの交通安全対策を重点的に実施しています。 また、自転車利用者の安全確保のため、大規模自転車道の整備や、路面表示の設置などを実施しています。 生活道路においては、交通事故発生状況や地域の関係者等からの意見等を把握し、警察と連携しながら、進入速度抑制等を目的とした対策を進めているところ。 高速道路では、従前より侵入防止柵の嵩上げや、柵と地面との隙間を金網で埋めるなどの対策により、野生動物が侵入することを防ぐ対策を行うなどロードキルの防止を図っていると承知しています。 また、一般道においては、運転者に野生動物との衝突に対して標識や看板により警戒を促しているところです。 安全な交通を確保するため、今後とも交通安全事業の推進に努めてまいります。</p> <p>(地域安全課) 交通事故の抑止、被害軽減を図るには、適切な最高速度規制が実施されるとともに、速度違反の取締り、道路交通環境の改善等を適切に組み合わせて速度管理が行われることが重要であると考えております。 また、来年9月から、政令の改正により、生活道路での30キロ規制が施行されることから、ドライバーをはじめ道民に広く周知を図り、引き続き総合的な対策に取り組んでまいります。</p>

北海道交通事故被害者の会からの要望事項に対する説明

R7 要望事項 (下線部が昨年からの変更点)	R7 説明
<p>7 死傷被害に直結する速度違反など危険運転を防止するため、そして積雪期における交通事故検査の難しさを補うためにも、ドライブレコーダーの全車装着義務に向け、道独自に補助金を措置するなど具体策を講じること。</p> <p>◦</p> <p>8 公的財政支出による公共交通機関網の整備拡大を図り、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。</p>	<p>(地域安全課) ドライブレコーダーは、交通事故などの事実確認への活用のほか、「あおり運転」などから身を守るツールとしても有効なものと考えております。 道では、「第11次北海道交通安全計画」において、ドライブレコーダーの普及促進を推進することとしており、道ホームページにおいてドライブレコーダーの有効活用を呼び掛けているほか、各種啓発活動の際に普及促進活動を展開しております。 今後も引き続き様々な広報媒体を活用し、ドライブレコーダーの普及促進に取り組んで参ります。</p> <p>(地域安全課) 道では、公共交通機関の利用者減少や人材不足の状況下での安定的な公共交通の維持、確保が課題と認識しております。 引き続き、まちづくりと連携した持続的で地域に最適な交通ネットワークの構築と各地域での確実な移動及び輸送の確保などに取り組んでいるほか、公共交通機関の利用を促進する施策を実施しております。 また、運転に不安を感じている高齢者が、運転免許証の自主返納をしやすい環境づくりに取り組んでおり、令和2年から、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方が協力事業店舗へ提示した際に特典を受けられる「北海道高齢運転者運転免許自主返納サポート制度」を実施しています。 本年10月31日現在、359店舗が協賛店として登録しております。 さらに、道警察と協同し、「高齢運転者支援講習会」を市町村と共に開催し、加齢によって生じる身体機能の低下が及ぼす影響の理解や、体験型講習を通じ安全運転に必要な知識と意識の向上を図るとともに、運転免許返納後の地域の支援策などを紹介しております。 今年度は、4市3町（石狩市、北広島市、江別市、北斗市、滝上町、洞爺湖町、日高町）で開催しております。</p>